広島県行政不服審査会が開催されたので、 次のとおり開催記録を公表する。

令和五年二月十六日

広島県知事 湯 英 彦

会議の名称

広島県行政不服審査会(第一部会・令和四年度第五回)

開催日時

令和五年二月二日 午後二時から午後四時まで

 \equiv

広島県庁本館三階三○一会議室

横藤田委員、

兀

出席した委員

酒井委員、 岩元委員

五. 議事の概要

た。 による調査を行ったため、広島県行政不服審査会事務局から当該調査結果の報告を行っ 令和三年度諮問第一号事案の審議に当たり、 以下「法」という。)第八十一条第三項において準用する法第七十四条の規定 行政不服審查法(平成二十六年法律第六

2 前項の事案について、 審議を行った。

3 を超過して審査請求人から提出された主張書面及び資料の取扱いに関して、 不服審査会としてこれらを受け付けることを決議した。 令和三年度諮問第五号事案について、法第七十六条の規定に基づき設定した提出期限 広島県行政